平成24年度 公の施設の指定管理者監査の結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査

2 監査対象 アクティオ株式会社(四日市市勤労者・市民交流センター)

商工農水部商業勤労課(指定管理に関する事務の所管所属)

3 監査実施期間 平成25年 1月17日

4 監査結果報告 平成25年 3月29日

# 監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)・対応状況

# 【アクティオ株式会社】

(1)管理物件について

基本協定書第9条に基づく管理物件(管理施設・管理物品)において、 |テニスコートに配備されているベンチ及び審判台の劣化が見受けられた。|た。 事故防止のため、早急に対応するとともに適切な管理を行うこと。 【是正事項】

平成25年 1月28日 【 措置済 】

劣化したベンチ及び審判台を撤去し、新たなベンチ及び審判台を設置し

## 【商工農水部商業勤労課】

(1)貸与備品の管理について

貸与備品について、備品ラベルの貼付漏れや旧備品ラベルが貼付されて 貸与しているすべての備品を確認し、適切にラベルを貼付した。備品の |備品管理を行うこと。併せて、実査を行った記録(日時、対象、数量、特|文書として残していく。 記事項、立会者、所属長の確認印など)を文書にして残すこと。 【是正事項】

平成25年 4月 1日 【 措置済 】

|いるもの、また、貸与備品一覧表に記載されていない備品や設置場所が異|実査については、実査マニュアルを作成し、指定管理者及び複数人による なっているものが見受けられた。定期的に貸与備品の実査を行い、適切な実査確認を行うとともに、所属長による抜き取り実査を行い、その結果を

# 平成24年度 公の施設の指定管理者監査の結果(意見)に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査

アクティオ株式会社(四日市市勤労者・市民交流センター) 2 監査対象

商工農水部商業勤労課(指定管理に関する事務の所管所属)

3 監査実施期間 平成25年 1月17日

平成25年 3月29日 4 監査結果報告

# 監査の結果(意見)

## 措置(具体的内容)・対応状況

## 【アクティオ株式会社】

## (1)貸館稼働率の向上について

多目的ホールや会議室等、貸館として稼働している18施設のうち、稼 働率が50%を超えている施設は2施設と極めて低い状況にある。特に北 周知のためのポスター、チラシを作成し、市内外の企業や団体等に対して 館の講習室は3.2%、料理室は5.8%と異常な率である。市民サービ スを向上させ、投資コストに見合った適正かつ効率的な運営のためにも稼 働率の向上を図ること。【改善事項】

#### 【 継続努力 】 平成25年 6月26日

四日市市勤労者・市民交流センターの施設利用を推進するべく、広報、 |営業活動を行っている。また、各種団体と連携するとともに、昨年度回収 したアンケート等を分析し、幅広い年代層に対応する講座やイベントを実 施しながら、各館の稼働率の向上に取り組む。

## 平成26年 3月26日

四日市市勤労者・市民交流センターの施設利用を推進するべく、平成 25年度は新たに広報、周知のためのポスター、チラシを作成し、市内外 の企業や団体等に対して営業活動を行った。また、引き続き各種団体と連 |携するとともに、昨年度回収したアンケート等を分析し、幅広い年代層に |対応する講座やイベントを実施しながら、各館の稼働率の向上に取り組む など対応を行っているが、稼働率の改善にはなお時間がかかるものと推測 されることから、これらのPRを引き続き実施するとともに、事業所等に対 して、営業活動などを強化していく。

## (2) 労務管理について

人件費において、実施計画に対して実績額が増加となっている。パート 務管理上よく調整を行い、人件費削減を図ること。【改善事項】

#### 平成25年 4月 1日 【 措置済 】

平成24年度決算においては、労務管理を徹底し、実施計画よりも人件 |の出勤が減少したことにより職員を増員させたことが要因ではあるが、労 | 費を抑制した。平成25年度においても、引き続き職員・パートの労務管 |理を徹底し、人件費の削減に取り組む。

## (3)雇用・労働に関する業務について

什様書に定められている業務の範囲において、雇用・労働に関する業務 として「各関係機関と連携し、雇用・労働に関する情報の収集と提供を行┃サポートステーション、NPO等の就労支援団体等と連携を図りながら、 うこと」と記載されているが、ポスター掲示のみにとどまっている。雇 用・労働に関する視点から事業を実施すること。【要望事項】

## (4)利用者アンケートについて

平成23年度は利用者アンケートを1回実施しているが、回収数が少な いこともあり、利用者のニーズを把握し今後の管理運営に活かせるよう、 アンケートの時期や方法、質問項目など内容を見直すこと。【改善事項】

## 平成25年 9月17日

勤労者向けの労働に関する連続講座の開講や、ハローワークや地域若者 就労を希望する方に対して支援を行っている。一方で、当社において、大 学生等のインターンシップを受け入れ、当館で研修していただくなど、雇 用・労働に関する視点を持ちながら、業務を進めている。

#### 【 継続努力 】 平成25年 6月26日

平成23年度は1ヶ月間常設の利用者アンケートを実施したが、平成2 4年度末には2ヶ月間常設の利用者アンケートを実施するなど、利用者の ニーズの一層の把握に取り組んだ。平成25年度においても引き続き窓口 での配布や定期講座、イベント時等各種機会を捉えてアンケートを実施 し、利用者のニーズ把握とリピーター確保に取り組んでいる。

#### 【 継続努力 】 平成26年 3月26日

平成23年度は1ヶ月間常設の利用者アンケートを実施したが、平成2 4年度末には2ヶ月間常設の利用者アンケートを実施するなど、利用者の ニーズの一層の把握に取り組んだ。平成25年度においては、利用者連絡 |調整会議において、アンケートの時期や方法、質問項目などについて、意 見を聞くとともに、引き続き窓口での配布や定期講座、イベント時等各種 |機会を捉えてアンケートを実施し、利用者のニーズ把握とリピーター確保| に取り組んだ。

# 【商工農水部商業勤労課】

# (1)運営委員会の設置について

貸館稼働率が極めて低い状況であり、稼働率の改善が急務である。早急 に四日市市勤労者・市民交流センター条例第15条に定める運営委員会を 設置して、実施事業の内容、稼働率向上の改善策、指定管理者の運営に関「に盛り込んだ。 する評価などの審議を行うこと。【改善事項】

### 平成25年 6月26日 【 継続努力 】

貸館稼働率の向上等に向けて、指定管理者が利用者連絡調整会議を設置 して、施設の利用者の意見を聞く機会を設けるよう平成25年度の仕様書

また、平成26年度に運営委員会を設置するべく、予算要求を行うとと |もに、運営委員会の委員候補者の選定にあたり、各種団体からの情報収集| に取り組む。

# 平成26年 3月26日

貸館稼働率の向上等に向けて、指定管理者が利用者連絡調整会議を設置 して、施設の利用者の意見を聞く機会を設けた。

また、平成26年度に運営委員会を設置するべく、予算を確保し、運営 |委員会の委員候補者の選定にあたり、各種団体からの情報収集に取り組ん。 だ。

# (2)基本協定書に基づく報告等について 平成25年 4月 1日 基本協定書第16条に基づく現場管理者、主任監督者の報告及び同第1 基本協定書第16条に基づく現場管理者、主任監督者の報告を文書で提 | 8 条に基づく業務の再委託についての承諾は、その証拠を文書にして残す ||出するよう指示するとともに、業務の再委託が必要となる場合は、基本協 |定書第18条に基づき、文書により申請させ、承諾を受けるよう併せて指| こと。【改善事項】 示した。 (3)業務の履行確認について 【 継続努力 】 平成25年 9月17日 ア 協定書及び仕様書に基づく条項別の実査マニュアルを作成し、業務内 協定書及び仕様書に基づく条項別の実査マニュアルを作成し、現在、順 容の確認について定期的に実査を行うとともに、所属長による抜き取り実│次実査を行っている。引き続き、所属長による抜き取りも含めて実査を行 査により牽制を行い、記録を文書にして残すこと。【改善事項】 い、その結果を文書として残していく。 平成26年 3月26日 【 措置済 】 協定書及び仕様書に基づく条項別の実査マニュアルを作成し、実査を行 |い、その結果を文書として残した。引き続き、所属長による抜き取りも含| めて実査を行い、その結果を文書として残していく。 【 継続努力 】 平成25年 9月17日 イ 毎月の事業報告書に基づき、事業や収入・支出の内容について実査を 協定書及び什様書に基づく条項別の実査マニュアルを作成し、現在、順 行い、記録を文書にして残すこと。【改善事項】 次実査を行っている。引き続き、所属長による抜き取りも含めて実査を行 |い、その結果を文書として残していく。 【 措置済 】 平成26年 3月26日 協定書及び什様書に基づく条項別の実査マニュアルを作成し、実査を行 |い、その結果を文書として残した。引き続き、所属長による抜き取りも含 めて実査を行い、その結果を文書として残していく。 【 継続努力 】 平成25年 9月17日 協定書及び仕様書に基づく条項別の実査マニュアルを作成し、現在、順 ウ 年度末には、貸与備品の実査を指定管理者に立ち会わせて行い、記録 を文書にして残すこと。【改善事項】 |次実査を行っている。引き続き、所属長による抜き取りも含めて実査を行| い、その結果を文書として残していく。 【 措置済 】 平成26年 3月26日 協定書及び仕様書に基づく条項別の実査マニュアルを作成し、指定管理 |者に立ち会わせて実査を行い、その結果を文書として残した。引き続き、 |所属長による抜き取りも含めて実査を行い、その結果を文書として残して|

いく。

## (4)団体事務室の収入について

団体事務室の貸館収入は市の歳入として計上し、光熱水費については指 |定管理者の収入として計上している。協定書及び仕様書に定める指定管理 | いるが、団体事務室の貸館収入と光熱水費についての収入計上のあり方に 者としての業務の範囲や団体への貸館にかかる収入計上のあり方について「ついて検討を進め、平成26年度を目処に整理する。 整理のうえ、改めること。【改善事項】

### 平成25年 4月 1日 【 検討中 】

今年度については、光熱水費について指定管理者が収入として計上して

#### 平成26年 3月26日 【 措置済 】

団体事務室の使用については、行政財産の目的外使用であり、当該部分 については市の収入としている。一方で、施設の光熱水費については、指 定管理者が施設全体を一括して契約しており、各団体事務室を使用する者 |に対して、使用実績に応じて、指定管理者から当該金額を請求している。 |この点、たとえば、団体事務室を使用する者が個別に契約し、使用分を負 | 担することとすると、基本料金等の固定経費について団体事務室を使用す る者が追加で負担する形式となり、経済的でないことから、光熱水費につ いては指定管理者の収入とすることで、施設全体の経済合理性を担保する ことが妥当であると判断した。

# (5)自主事業費の精算について

自主事業費を指定管理料算定の一つの枠としているのであれば、中止し た場合においては、精算するよう検討すること。【要望事項】

### 平成25年 4月 1日 【 措置済 】

平成25年度から年度協定に精算条項を盛り込んだ。同条項に基づき自 主事業を行わなかった場合は、当該金額を精算するよう指示するととも に、事業報告書等確認の上、牽制を含めて適切に対応していく。

## (6)管理物件について

基本協定書第9条に基づく管理物件(管理施設と管理物品)について、 どから実査を徹底すること。また、所属長による現場での抜き取り実査に N、その結果を文書として残してNく。 より牽制を行い、記録を文書にして残すこと。 【改善事項】

#### 【 継続努力 】 平成25年 9月17日

協定書及び仕様書に基づく条項別の実査マニュアルを作成し、現在、順 各担当による台帳との数量突合、安全管理、品質、使用状況、事故防止な「次実査を行っている。引き続き、所属長による抜き取りも含めて実査を行

### 平成26年 3月26日 【 継続努力 】

貸与備品は実査確認を行ったが、管理施設については、施設の老朽化が |著しく、次年度以降のアセットマネジメントによる対応も含めて、優先度 |を付けて対応するべく確認を続けている。なお、協定書及び仕様書に基づ く条項別の実査マニュアルを作成し、現在、順次実査を行っている。引き |続き、所属長による抜き取りも含めて実査を行い、その結果を文書として 残していく。

## (7)職員の研修体制について

業務における専門的知識の向上や指定管理者の財務内容を確認できる職 ること。【要望事項】

#### 【 継続努力 】 平成25年 9月17日

日常業務において企業等の財務内容の確認を意識しながら業務に取り組 員を育成する研修体制を構築すること。特に簿記、会計知識の取得に努め んでおり、引き続き実施する。また、簿記、会計知識の取得については、 |職員研修所や三重県等が実施する様々な研修やセミナーなどを活用し、そ の向上を図る。

#### 【 継続努力 】 平成26年 3月26日

日常業務において企業等の財務内容の確認を意識しながら業務に取り組 んでおり、引き続き実施する。また、簿記、会計知識の取得については、 |職員研修所や三重県等が実施する様々な研修やセミナーなどを活用し、そ の向上を図る。また、監査事務局等その業務の遂行上、特に簿記、会計知 |識の取得が必要と考えられる所属の事例を参考にし、研修体制の構築を図| る。

## (8)一般管理費の考え方やその妥当性について

一般管理費の算出については、指定管理者本社の決算による売上に対す る販売及び一般管理費の比率をベースとしている。本社決算の一般管理比 率をベースとする根拠は妥当性に欠ける。事業現場でのコストをすべて力 バーした上で、なぜ4,000千円もの費用支払いをするのか、本社役員 | 算定基準については、「四日市市勤労者・市民交流センター 指定管理者 出張費用等の内訳を明確にさせること。【改善事項】

#### 【 措置済 】 平成26年 4月21日

一般管理費は、財政経営部から、直接経費だけでなく間接経費について も計上するよう全庁的に示されたものであり、算定の方法は、人件費、管 |理費、事務費、事業費の合計の10%程度とすることとされている。この 募集要項」を作成する際にも用いられている。

この点、アクティオ株式会社から提出された平成23年度の事業計画書 において、一般管理費4,130千円が計上されているが、人件費、管理 費、事務費、事業費の合計額(44,830千円)の9.2%に相当し、ま た実績報告書における人件費、管理費、事務費、事業費の合計額 (43,311,481円)の9.5%となっており、一般管理費の算定基 準の範囲内であることから、妥当と判断する。

## (9)指定管理料について

指定管理者制度は民間事業者等のノウハウの活用により、質の高いサービスの提供を期待するものであるが、当施設は貸館稼働率が極めて低く、日々の業務は休眠状態に近い状況にありながら、多くの利益を計上しているのは異常であり、妥当性に欠ける。根拠が不明確な一般管理費と利益の合計は7,000千円であり、実に収入(50,000千円)の13%以上が、毎年、指定管理者本社の収入となっている。少ないサービスに対して高い維持経費を勘案すると無駄も多く、現状では指定管理料として年額38,900千円は過大と判断する。十分に実態把握を行い、事業のあり方の改善を行うとともに、協定書及び仕様書の内容も十分精査して、「指定管理料を適正な金額」に見直すこと。また、過剰な利益金の県外流出を防止することからも、市内の企業等を早期に育成し、指定管理者を見直すことも良策である。【改善事項】

## (10)指定管理者に対する指導監督について

事業計画、事業報告の内容精査や日常業務の実査や牽制、精度の高いモニタリングなどを駆使し、当施設をより多くの市民が活用し、より充実したサービスが徹底されるよう、積極的な利用度改善施策の実施や現状にあわせた人員配置、不要経費の削減などによる費用圧縮など、強い指導や要求が必要である。地元企業等への切り替えも想定し、早急に厳しい指導監督を行うよう姿勢を改めること。【改善事項】

## 【 措置済 】 平成26年 4月21日

指定管理料の適正な金額については、各年度ごとに提出される事業計画を確認した段階で、市の仕様を満たしていると判断した場合に、財政経営部が設定した債務負担行為限度額の範囲で、指定管理者が提示した金額(選定時に提案された金額)で契約するもので、事業計画の確認の段階で仕様を満たしていないと判断した場合には当該部分について年度ごとに減額して契約することもありうる。今後も指定管理料の適正な金額については、施設の実態を随時把握し、適正金額を設定していく。

なお、この監査の意見については、指定管理制度を所管する財政経営課 に情報提供した。

## 【 継続努力 】 平成26年 4月21日

- 指定管理者への実査や牽制等については、引き続きこれを適切に実施し ていくとともに、指導監督を徹底していく。

なお、この監査の意見については、指定管理制度を所管する財政経営課 に情報提供した。